



OBA MJ 連載

Vol.21 行政連携

高齢者・障害者総合支援センター運営委員会 （「ひまわり」）の行政連携の取組み

1 高齢者・障害者虐待への取組み

- 1 2006年4月1日、「高齢者虐待防止法」が施行されました。同法は虐待対応について市町村や地域包括支援センターがその責務を担うことを定めたものです。地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域でその人らしく生活するために保健、医療、福祉サービスなどを総合的、継続的に提供し地域における包括的支援を行うとされている機関で、高齢者虐待についての中核的機関と位置づけられています。

市町村や地域包括支援センターは虐待対応にあたり、虐待にあたるか否かの判断、緊急性（生命・身体に重大な危険が生じているおそれ）があり、生命・身体の保護のためすぐに分離保護すべきかの判断、虐待解消に向けて、虐待の要因分析と支援方針の決定を行います。

- 2 そのような市町村や地域包括支援センターの対応を支援するため、ひまわりでは、以下の取組みを行っています。社会福祉士会と協働して、**高齢者虐待対応専門職チームを立ち上げ、市町村が開催する個別の虐待ケースの会議に出席して、法的助言を行っています。**社会福祉士会と協働して行うのは、市町村などが虐待対応を行うについて高齢者虐待防止法やその他法律の根拠を明らかにする必要があると同時に、虐待の要因を分析した上で、

行政連携センター運営委員会 委員 小山 操子

介護保険サービスの導入など虐待を解消していく方法を探るための助言を行うなどソーシャルワークの手法が必要だからです。現在は、市町村に対してスーパーバイスする役割を担っている大阪府以外に、大阪市、箕面市、高槻市、茨木市、吹田市、豊中市、池田市、摂津市、寝屋川市、堺市、羽曳野市、八尾市、富田林市、高石市、岸和田市と契約し、弁護士を派遣しています。派遣される弁護士は高齢者虐待に関する研修を受け、登録した弁護士です。2012年度の派遣実績は97件、今年度の派遣実績は10月31日段階で51件です。

2 障害者虐待における取組み

2012年10月、障害者虐待防止法が施行されました。障害者は、これまで、家庭や施設だけではなく、職場や学校でも虐待を受けてきました。今回は学校や病院での虐待への対応については定められませんが、在宅、障害者福祉施設、職場における虐待を防止すべく、市町村や都道府県に虐待防止、対応の責務を課しました。**高齢者虐待と同様、市町村、都道府県が行う対応について、同法に基づいて助言すべく、市や大阪府が開催する会議に弁護士を派遣しています。**

現在、大阪府、大阪市、高槻市、豊中市、東大阪市、岸和田市と契約し、今年度の派遣実績は10月31日段階で11件です。



3 市民後見人育成への取組み

- 1** 高齢者が地域で安心して暮らすためには、高齢者を地域で支える取組みがなされるとともに、地域における権利擁護の担い手を育成する必要があります。そこで、今、着目されているのが「市民後見人」です。「市民後見人」の定義は明確なものはありませんが、「資格は持たないが、社会貢献の意欲や意識の高い一般市民の中から成年後見に関する一定の知識や技術・態度を身に着けた良質の第三者後見人」と定義されています（日弁連 2010年9月17日「市民後見のあり方に関する意見」）。

国は、2012年4月1日、老人福祉法の改正により、市町村が後見等の業務を適正に行うことが出来る人材の育成や活用を図るための必要な措置を講ずべきこと、そして、都道府県は市町村の措置の実施に関し援助すること、すなわち「市民後見人」の育成が自治体の責務であると定めました。この明記により、さらに各自治体で「市民後見人」の育成が活発になっています。

- 2** 大阪市は、すでに2007年から、市民後見人の育成、受任調整、受任後の支援（相談助言等）を行う大阪市成年後見支援センターを立ち上げ、活動をしています。

「市民後見人」は後見人等として活動するに必要な知識や考えを身に着ける必要があります。「市民後見人」候補者に対する研修の実施は欠かせません。また、「市民後見人」が担うべき事案として適切かどうかの受任調整を行い、事案に応じた「市民後見人」を適切に選任することにより、高齢者・障害者の生活を支え、権利を擁護するという後見人等の役割を「市民後見人」が果たすことが出来るようになります。さらに、後見人は、本人の財産管理・身上監護についての役割を担いますので、「市民後見人」は負債の処理、預貯金の使い方、居住用不動産の処分といった法的な問題や介護サービスの利用、医療、ケアマネージャ

ーとの関わりなどの医療や福祉に関する悩みを抱えることが少なくありません。「市民後見人」のそのような悩みを解消し、後見人の責務を果たすためには、「市民後見人」の相談にのり、助言するという受任後の活動支援を行う必要があります。

上記センターの行うこれらの活動の支援をひまわりが担ってきました。

- 3** さらに、2011年度から大阪府が、単独での市民後見人育成が難しい市町をとりまとめる形での育成事業を実施しており、今年度は府下13市町がこれに参加しています。また、堺市は単独での市民後見人育成事業を開始しました。**ひまわりは、いずれの事業にも運営委員や養成講座への講師派遣など、市民後見人の育成事業を支援する活動を行っています。**

4 ひまわり発足15周年を記念して —地域の行政職・福祉職のための 研修会&相談会の実施

ひまわりは今年度で発足15周年を迎えました。ひまわりは地域で生活する高齢者・障害者の生活を支援する取り組みを進めてきましたので、地域で高齢者・障害者の相談にのって活動する行政職・福祉職との連携が欠かせません。**そこで、15周年を迎えることを記念して、行政職・福祉職との連携をさらに強めていくために、地域包括支援センターや相談支援事業所の相談担当者を対象とした研修会&相談会を開催します。**すでに、複数の市から、成年後見制度や虐待に関する研修や相談会を希望する申し込みをいただいています。

5 最後に

ひまわりは、高齢者・障害者が地域において安心して自分らしく生活できるために、これらの方々に対し、福祉サービス等を提供し支援する行政機関等が、その権限を適切に行使し、義務を果たすことが出来るよう、支援する取り組みを進めていきます。